

株 主 各 位

大阪府堺市中区深阪1丁2番2号

株式会社 **くらコーポレーション**

代表取締役社長 田 中 邦 彦

### 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年1月28日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年1月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階・利休の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |

以 上

- (お願い) ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kura-corporo.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。
- ※ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kura-corporo.co.jp/>) に掲載しており、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、定時株主総会招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)におけるわが国経済は、世界経済の好調から企業収益が伸び、緩やかな景気回復基調となりました。個人消費は、地震や台風などの自然災害の影響により一時的に押し下げられたものの、おおむね堅調な推移となりました。

外食産業におきましては、競合他社の積極的な出店による影響に加え、コンビニエンスストアによる低価格で付加価値の高い商品の展開、労働需給ひ逼迫による人件費の上昇など、当社グループにとって引き続き厳しい環境が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは『食の戦前回帰』を企業理念とし、添加物を含まない、素材そのものの味わいを求め、「食」が安心・安全だった戦前のバランスの取れた理想的で健康的な食生活を取り戻すという理念のもと、創業以来全食材から『四大添加物(化学調味料・人工甘味料・合成着色料・人工保存料)』を完全に排除した商品を開発・提供してまいりました。

平成30年7月には健康への関心の高まりなど時代のニーズに対応し、創業以来41年間守り続けたシャリの味を3種類の黒酢をブレンドした「健康黒酢のシャリ」に変更いたしました。黒酢は熟成期間が長く、必須アミノ酸が多く含まれることから健康や美容に役立つとされています。お客様からも「コクがあり深みがある」「素材の味がはっきりした」と高い評価をいただいております。今後とも、お客様に安心・安全・健康にお食事いただけるよう、当社グループの行動指針の一つであります「見えないところを大切に」を積み重ね、従業員自身が店舗や商品に誇りを持ち、家族や友達を呼びたいと思う店づくりに努め、誠実に商品提供させていただいております。

平成30年7月には全従業員を対象に、くら寿司店舗での飲食代金が割安になる「みんな割り」制度をスタートいたしました。これは従業員本人が家族や友達とくら寿司で飲食時に会計から飲食代金の10%を割引するもので、何人でも何度でも使うことができるなど従業員のメリットも多く、採用の改善にもつながっております。

また、平成30年5月より大手回転寿司チェーンで初めて、国産天然魚を余すことなく活用する、環境に配慮した「さかな100%プロジェクト」を開始いたしました。自社加工センターにおいて天然魚を提供する際に出る年間約600トンの骨やアラなどの食べられない部位を魚粉に加工、養殖魚用飼料として活用し、「循環フィッシュ」として販売いたしました。

商品開発におきましては「その価格で最高の味を実現する」との考えのもと、専門店に負けないメニューの開発に努めております。平成30年7月には、回転寿司チェーン初めての試みとして「キヌア」や「アサイー」などスーパーフードを用いた手巻き寿司やサラダを発売しご好評をいただきました。引き続きお客様のニーズを敏感に反映し商品開発してまいります。

販売促進面におきましては、人気寿司ネタの「とろとサーモン」、「贅沢北海フェア」、「とろVSふぐ」などのフェアを毎月実施いたしました。また、フェアにあわせて「ポケットモンスター」等とタイアップし、オリジナルグッズが当たるキャンペーンを実施いたしました。

店舗開発につきましては、当連結会計年度におきまして、日本18店舗、米国4店舗、台湾5店舗に新規出店し、当社グループ全体で27店舗の新規出店を行いました。

これにより、当連結会計年度末の店舗数は、全て直営で453店舗（無添蔵4店舗、くら天然魚市場1店舗、米国17店舗、台湾14店舗を含む）となりました。

当連結会計年度におきましても積極的な投資を行いました。効率性に優れたエアコンの導入や店舗の改装・設備更新を進め、競争力強化につながる投資を継続いたしました。

また、当社グループは当社グループを取り巻くさまざまな事業リスクに対応するため、財務戦略を重視してまいりました。前連結会計年度に引き続き実質無借金（現預金の額が有利子負債を上回ること）にて運営しており、自己資本比率は当連結会計年度末66.3%と、財務の健全性を維持しております。良好な財務内容を背景に、原材料の安定調達を担保すると同時に、快適な飲食環境を提供するため、国内外におきまして戦略的な投資を実行してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,324億99百万円（前連結会計年度比7.9%増）、経常利益76億55百万円（同5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億30百万円（同5.0%増）となりました。

なお、当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は65億4百万円（差入保証金、建設協力金を含む）となりました。そのうち主なものは、新規出店に伴う造作設備等に50億84百万円及び既存店舗の造作設備等に12億79百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

取引銀行1行と貸出コミットメント契約（総額15億円）を締結しております。本契約における当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

また、リスク管理の一環として、大規模な天災等の不測の事態に備え、流動性を確保するためのバックアップラインとして総額20億円の長期コミットメントライン契約を取引銀行2行との間で締結しております。本契約における当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (平成26年度)	第 21 期 (平成27年度)	第 22 期 (平成28年度)	第 23 期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	105,306,952	113,626,354	122,766,464	132,499,471
経 常 利 益(千円)	6,412,346	6,808,521	7,285,418	7,655,077
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	4,149,426	4,430,318	4,884,489	5,130,086
1株当たり当期純利益(円)	210.17	224.40	247.40	259.84
総 資 産(千円)	42,057,517	46,526,743	52,745,387	59,069,548
純 資 産(千円)	26,322,827	30,207,434	34,724,998	39,275,197

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (平成26年度)	第 21 期 (平成27年度)	第 22 期 (平成28年度)	第 23 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	103,572,668	110,949,574	115,954,808	121,930,901
経 常 利 益(千円)	6,358,075	6,802,325	7,010,021	6,882,073
当 期 純 利 益(千円)	4,092,100	4,389,123	4,599,797	4,536,865
1株当たり当期純利益(円)	207.27	222.31	232.98	229.80
総 資 産(千円)	41,861,130	46,112,739	50,875,949	56,080,779
純 資 産(千円)	26,280,042	30,274,305	34,568,770	38,509,867

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業の内容
Kura Sushi USA, Inc.	US \$ 10,000	100%	米国における回転すし店舗の展開
台灣國際藏壽司股份有限公司	NT \$ 315,000,000	100%	台湾における回転すし店舗の展開

### (4) 対処すべき課題

今後の外食産業は、消費税増税に伴う消費性向の減衰に加え、コンビニエンスストアや食品スーパーの惣菜など、コストパフォーマンスや利便性に優れた中食との競争も予想されます。当社グループは、当社で特許取得済みの、菌やウイルスから商品を守る寿司キャップ「鮮度くん」や、出来立ての商品をすばやく提供できる「オーダーレーン」、時間管理システムによる商品の鮮度管理に加え、全ての食材から化学調味料等の『四大添加物』の除去等、安全で高品質な商品の提供を徹底することにより、競合との一層の差別化を進めてまいります。見たり、触れたりすることができず、実感することの難しい「安心・安全」を、いかにお客様にご理解いただくか、今後も引き続き、企業コンセプトである“安心・おいしい・安価”そして“楽しい”食事の提供に徹していくことで、より多くのお客様の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

#### ① 効率的な店舗運営

“安心・おいしい・安価”そして“楽しい”食事を提供し続けるため、コストパフォーマンスの向上に取り組み、さらにIT化を推進するとともに、アミューズメント機能を充実させ、顧客満足度を高めてまいります。ますます多様化するお客様のニーズを敏感に捉えた商品・サービスの提供を迅速かつ確実にする体制を整えてまいります。

## ② 出店戦略

「無添(むてん) くら寿司」ブランドを広く認知していただけるよう出店地域の拡大を図りつつ、不採算店を出さないために出店条件の厳格化及び一層のコスト削減に取り組みます。

次期の国内出店は20～25店舗、海外10店舗、当社グループ全体で30～35店舗の新規出店を計画しております。

## ③ 顧客満足度の向上

店舗設備の更新による店内環境の改善、サービスの改善による顧客満足度の向上を図ることにより、来店客数の増加、既存店売上高の維持・向上に努めてまいります。

## ④ 人材の確保・育成

競争が激化する外食産業におきましては人材の確保・育成が重要な課題と認識しております。お客様にご満足いただくためには、安全で高品質な商品をご提供するとともに、従業員の接客力向上が大切であると考えております。“教育日本一企業”を目指し、「貝塚事務所」におきましては、社長が講師を務める“社長塾”をはじめ、パート・アルバイト従業員を対象にした研修会を実施しております。海外展開に対応したカリキュラムも充実させ、台湾子会社の社員研修を貝塚事務所で行うなど、グローバルな人材育成にも注力してまいります。

## ⑤ 商品戦略

日本固有の食文化である寿司をベースに食の可能性を追求し、高付加価値商品の開発と既存商品の価値拡大に努め、商品競争力を向上させることによって、成熟市場の中でシェアの拡大及び収益の向上を図ってまいります。

## ⑥ 海外戦略

当社グループは現在、米国及び台湾において子会社を設立し、それぞれ店舗展開しております。「海外での出店を促進し、日本の食文化を世界に広げる」との考えのもと、新たな成長のため、日本で築き上げたフォーマットを海外に移植し、積極的に海外展開を行ってまいります。

今後も、上記課題を克服し、高付加価値を生み出す企業体質を構築していくことで、全てのステークホルダーの皆様の皆様のご期待に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年10月31日現在)

当社グループは、回転すしを直営でチェーン展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年10月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	大阪府堺市中区深阪1丁2番2号
事業所	貝塚事務所《西日本本部》(大阪府貝塚市) 埼玉事務所《東日本本部》(埼玉県日高市) 中野事務所《東日本採用部門》(東京都中野区) 梅田事務所《西日本採用部門》(大阪市北区) 大阪狭山事務所(大阪府大阪狭山市)
工 場	大阪センター(大阪府堺市中区) 埼玉センター(埼玉県日高市) 福岡センター(福岡県糟屋郡) 貝塚センター(大阪府貝塚市)

② 子会社の主要な営業所

Kura Sushi USA, Inc.	本社：米国
台灣國際藏壽司股份有限公司	本社：台湾

③ 当社グループの店舗

大阪府	60店	東京都	29店	宮城県	4店	徳島県	2店
兵庫県	30店	神奈川県	34店	岩手県	3店	福岡県	20店
京都府	18店	埼玉県	25店	青森県	3店	佐賀県	3店
奈良県	10店	千葉県	17店	新潟県	4店	熊本県	5店
滋賀県	8店	群馬県	4店	山形県	3店	鹿児島県	5店
和歌山県	7店	茨城県	7店	秋田県	3店	大分県	3店
三重県	7店	栃木県	2店	石川県	4店	長崎県	2店
岡山県	4店	山梨県	3店	富山県	4店	宮崎県	3店
島根県	2店	長野県	4店	福井県	3店	沖縄県	6店
鳥取県	3店	愛知県	29店	愛媛県	5店		
広島県	8店	岐阜県	7店	香川県	3店		
山口県	5店	静岡県	9店	高知県	2店		
						国内 計	422店
米国	17店					海外 計	31店
台湾	14店					合計 計	453店



(7) 従業員の状況 (平成30年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,690名	153名増

(注) 従業員数の中には、パートタイマー・アルバイトは含まれておりません。

なお、パートタイマー・アルバイトの期中平均雇用人員は、12,922名 (1人1日8時間換算) であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,252名	27名増	30.4歳	6.3年

(注) 従業員数の中には、パートタイマー・アルバイトは含まれておりません。

なお、パートタイマー・アルバイトの期中平均雇用人員は、11,881名 (1人1日8時間換算) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	76百万円

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,699,800株
- ③ 株主数 16,085名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ウォルナットコーポレーション	5,449,400 株	27.60 %
田 中 信	2,311,600 株	11.70 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,191,200 株	6.03 %
田 中 邦 彦	980,000 株	4.96 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	637,600 株	3.22 %
田 中 節 子	590,000 株	2.98 %
くらコーポレーション従業員持株会	367,500 株	1.86 %
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500	245,900 株	1.24 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	225,200 株	1.14 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社紀陽銀行口)	192,000 株	0.97 %

(注) 1. 当社は、自己株式を956,720株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成29年5月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数		7,823個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 782,300株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 11,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 468,500円 (1株当たり 4,685円)	
新株予約権の権利行使期間		平成32年2月1日から 平成34年6月19日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)	
割 当 先	取 締 役	新株予約権の数	1,700個
		目的となる株式数	170,000株
		保有者数	6名
	従 業 員	新株予約権の数	6,123個
		目的となる株式数	612,300株
		保有者数	739名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年10月期及び平成31年10月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合  
にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - (a) 平成30年10月期の経常利益が73億円を超過していること
  - (b) 平成31年10月期の経常利益が76億円を超過していること
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年10月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	田 中 邦 彦	
取締役副社長	田 中 信	業 務 本 部 長 兼 人 事 本 部 長 兼 経 営 戦 略 本 部 長 兼 法 務 本 部 長 株式会社ウォルナットコーポレーション 代 表 取 締 役
常務取締役	久 宗 裕 行	製 造 本 部 長 兼 購 買 本 部 長
取 締 役	伊 藤 敬 人	店 舗 建 設 本 部 長
取 締 役	亀 井 学	海 外 事 業 本 部 長
取 締 役	田 中 節 子	環 境 事 業 本 部 長
取 締 役	津 田 京 一	経 理 本 部 長
取 締 役	馬 場 邦 行	店 舗 開 発 本 部 長
常 勤 監 査 役	山 本 保	
監 査 役	大 田 口 宏	大 雪 法 律 事 務 所 所 長 株 式 会 社 R V H 社 外 監 査 役
監 査 役	北 川 洋 士	北 川 洋 士 会 計 事 務 所 所 長

- (注) 1. 監査役大田口 宏氏及び北川洋士氏は、社外監査役であります。
2. 監査役大田口 宏氏及び北川洋士氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役大田口 宏氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通しております。
  - ・監査役北川洋士氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は、監査役北川洋士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3名の監査役いずれも法令が定める額としております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等

取締役に対する報酬	8名	108,302千円
監査役に対する報酬	3名	9,720千円
(うち社外監査役)	(2名)	(4,200千円)

- (注) 1. 上記の中に、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年1月28日開催の第14期定時株主総会において年額240,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成22年1月28日開催の第14期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役大田口 宏氏は、大雪法律事務所所長であり、株式会社RVHの社外監査役であります。大雪法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しております。また、株式会社RVHとは、特別な関係はありません。
- ・監査役北川洋士氏は、北川洋士会計事務所所長であり、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・監査役 大田口 宏氏

当事業年度に開催された12回の取締役会と5回の監査役会に出席いたしました。別に書面決議が4回あります。

ほぼ毎回の取締役会において、主として弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システム並びにコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。

- ・監査役 北川洋士氏

平成29年11月に仮監査役に就任以降、当事業年度に開催された12回の取締役会と5回の監査役会に出席いたしました。別に書面決議が4回あります。

ほぼ毎回の取締役会において、主として公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。

当社は、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成31年1月29日開催予定の第23期定時株主総会に上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催いたします。
  - ・「取締役会規程」において、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定いたします。
  - ・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監視いたします。
  - ・社長直轄の内部監査室を設け、経営監視機能を高めるとともに、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。また、子会社についても、子会社担当部門を通じて、企業倫理及びコンプライアンスの徹底を図ります。
  - ・社会規範・業界規範・社内規範等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「賞罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともにコンプライアンス体制を確立いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理いたします。
  - ・取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるようにいたします。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理に係る規程を制定し、取締役、常勤監査役を含めた各部門長で構成する「リスク管理委員会」を年2回の定期開催のほか適時開催し、徹底したリスクの洗い出しを行います。
  - ・子会社に損失の危険があると認められるときには、関連部門から取締役に報告いたします。
  - ・内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査役会及び取締役会に報告いたします。
  - ・リスクが顕在化した場合には、「危機管理マニュアル」に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えてまいります。



- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営に関する重要事項については、「出店会議」、「戦略会議」を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項を事前審議いたします。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制といたします。
  - ・ 子会社においては、子会社において予算を策定し、その進捗状況を当社の関連部門が分析及び管理するとともに、定期的に取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社及び関連会社に対しては、その業務の適正を確保し、相互に利益と発展をもたらすことを目的とした「関係会社管理規程」に基づいて統制する体制といたします。また、当社の関連各部門が、子会社の関連各部門から定期的に報告を受ける体制といたします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くことといたします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する事項
- ・ 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の直属の指揮命令下に配置し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上、決定いたします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より重要事項の報告を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受ける体制にいたします。
  - ・ 当社グループの取締役及び使用人は、その業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告いたします。
  - ・ 監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人の不利益となる取扱いを行わないことを、当社グループの取締役及び各関係部門に周知徹底いたします。
  - ・ 監査役が監査に要した費用または債務を弁済するため、あらかじめ予算化するとともに、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、速やかに処理いたします。
  - ・ 監査役は、内部監査室より内部監査状況について報告を受ける体制といたします。

- ⑨ その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図ります。
  - ・ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行います。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を持つことのない体制を整えてまいります。また、不当要求が発生した場合は総務部に情報を一元化し、直ちに所轄警察署と連携し対応いたします。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。

当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

情報統制の強化及びコンプライアンス意識の向上を目的とした、インサイダー取引規制に係る社内教育プログラムを全店の店長を対象とした店長会議及び社内会議等において、複数回実施いたしました。

また、常勤監査役及び取締役、各部門長により構成される「リスク管理委員会」を5回開催し、「危機管理マニュアル」に基づいた対応等を協議いたしました。

内部監査室におきましては、年間のべ276店舗及び各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行いました。

当該内部監査により検出されたリスク等につきましては、随時是正を行うとともに、監査役及び取締役に報告いたしました。

なお、当該検出されたリスク等に、当社グループの業務の適正性に重要な影響を与えるリスク等はありませんでした。

### (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付け、将来においても安定した利益配当を継続することを基本としながら、今後の積極的な事業展開を勘案して経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成30年12月18日開催の取締役会において、1株につき30円とすることを決議させていただきました。

# 連結貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	[19,994,728]	流動負債	[14,225,850]
現金及び預金	16,451,234	買掛金	4,944,758
売掛金	1,140,043	短期借入金	76,332
原材料及び貯蔵品	994,635	リース債務	1,495,915
繰延税金資産	153,809	未払金	4,827,540
その他	1,255,004	未払法人税等	1,526,408
固定資産	[39,074,820]	その他	1,354,895
有形固定資産	(28,831,930)	固定負債	[5,568,500]
建物及び構築物	19,420,239	リース債務	3,155,352
機械装置及び運搬具	1,246,306	資産除去債務	1,725,533
土地	2,994,801	その他	687,614
リース資産	4,440,913	負債合計	19,794,350
その他	729,669	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(397,039)	科 目	金 額
リース資産	210,470	株主資本	[39,067,712]
その他	186,569	資本金	(2,005,329)
投資その他の資産	(9,845,850)	資本剰余金	(2,334,384)
長期貸付金	3,967,595	利益剰余金	(37,081,420)
繰延税金資産	637,185	自己株式	(△2,353,421)
差入保証金	4,513,119	その他の包括利益累計額	[109,735]
その他	727,950	為替換算調整勘定	109,735
資産合計	59,069,548	新株予約権	[97,749]
		純資産合計	39,275,197
		負債及び純資産合計	59,069,548

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	132,499,471
売 上 原 価	60,400,360
売 上 総 利 益	72,099,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	65,223,701
営 業 利 益	6,875,409
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	61,809
為 替 差 益	57,238
受 取 手 数 料	429,201
物 販 収 入	186,629
収 用 補 償 金	114,584
そ の 他	97,738
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	64,408
物 販 原 価	87,104
そ の 他	16,019
経 常 利 益	7,655,077
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	4,719
違 約 金 収 入	55,175
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	76,283
店 舗 閉 鎖 損 失	26,154
減 損 損 失	168,627
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,443,906
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,302,553
法 人 税 等 調 整 額	11,266
当 期 純 利 益	5,130,086
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	5,130,086

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から)  
(平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 高 期 結 算 残 高	2,005,329	2,334,384	32,543,626	△2,353,421	34,529,918
当 連 結 会 計 年 度 中 期 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△592,292		△592,292
親会社株主に帰属する当期純利益			5,130,086		5,130,086
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当 連 結 会 計 年 度 中 期 の 変 動 額 合 計	-	-	4,537,794	-	4,537,794
当 期 連 結 会 計 年 度 末 残 高	2,005,329	2,334,384	37,081,420	△2,353,421	39,067,712

	その他の包括利益累計額		新 子 約 株 権	純 資 産 計 合 計
	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 連 結 会 計 年 度 高 期 結 算 残 高	105,551	105,551	89,529	34,724,998
当 連 結 会 計 年 度 中 期 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△592,292
親会社株主に帰属する当期純利益				5,130,086
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	4,184	4,184	8,220	12,404
当 連 結 会 計 年 度 中 期 の 変 動 額 合 計	4,184	4,184	8,220	4,550,198
当 期 連 結 会 計 年 度 末 残 高	109,735	109,735	97,749	39,275,197

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>[18,316,578]</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>[12,836,704]</b>
現金及び預金	15,247,180	買掛金	4,577,847
売掛金	982,075	リース債務	1,383,797
原材料及び貯蔵品	909,578	未払金	4,389,623
前払費用	843,785	未払法人税等	1,450,433
繰延税金資産	153,809	未払消費税等	754,694
その他	180,148	預り金	81,001
<b>固 定 資 産</b>	<b>[37,764,201]</b>	前受収益	38,256
<b>有形固定資産</b>	<b>(24,568,508)</b>	設備関係未払金	80,360
建物	15,725,252	その他	80,689
構築物	1,003,128	<b>固 定 負 債</b>	<b>[4,734,207]</b>
機械装置及び運搬具	660,763	リース債務	2,772,952
工具、器具及び備品	121,137	資産除去債務	1,637,387
土地	2,994,801	その他	323,867
リース資産	3,891,685	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,570,912</b>
建設仮勘定	171,739	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>(369,890)</b>	科 目	金 額
ソフトウェア	148,268	<b>株 主 資 本</b>	<b>[38,423,814]</b>
電話加入権	8,271	資本金	(2,005,329)
リース資産	210,470	資本剰余金	(2,334,384)
その他	2,880	資本準備金	2,334,384
<b>投資その他の資産</b>	<b>(12,825,802)</b>	利益剰余金	(36,437,521)
関係会社株式	3,211,604	利益準備金	83,675
長期貸付金	3,967,595	その他利益剰余金	
長期前払費用	726,387	固定資産圧縮積立金	4,404
繰延税金資産	511,905	圧縮特別勘定積立金	54,383
差入保証金	4,406,746	別途積立金	31,640,000
その他	1,563	繰越利益剰余金	4,655,058
<b>資 産 合 計</b>	<b>56,080,779</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>(<math>\Delta</math>2,353,421)</b>
		新株予約権	[86,053]
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>38,509,867</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>56,080,779</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		121,930,901
売 上 原 価		56,642,202
売 上 総 利 益		65,288,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		59,215,697
営 業 利 益		6,073,001
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59,853	
為 替 差 益	47,964	
受 取 手 数 料	429,201	
物 販 収 入	186,629	
収 用 補 償 金	114,584	
雑 収 入	118,647	956,879
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,450	
物 販 原 価	87,104	
雑 損 失	14,253	147,807
経 常 利 益		6,882,073
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,446	4,446
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	76,283	
店 舗 閉 鎖 損 失	26,154	
減 損 損 失	84,339	186,778
税 引 前 当 期 純 利 益		6,699,741
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,186,000	
法 人 税 等 調 整 額	△23,123	2,162,876
当 期 純 利 益		4,536,865

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 積 立 金	
当事業年度期首残高	2,005,329	2,334,384	2,334,384	83,675	5,159	-	27,640,000
当 事 業 年 度 中 の 変 動							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額					△754		
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩 額						54,383	
別 途 積 立 金 の 取 崩 額							4,000,000
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)							
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△754	54,383	4,000,000
当事業年度期末残高	2,005,329	2,334,384	2,334,384	83,675	4,404	54,383	31,640,000

	株 主 資 本				新 株 子 約 権	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
当事業年度期首残高	4,764,114	32,492,948	△2,353,421	34,479,241	89,529	34,568,770
当 事 業 年 度 中 の 変 動						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 額	754	-		-		-
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩 額	△54,383	-		-		-
別 途 積 立 金 の 取 崩 額	△4,000,000	-		-		-
剰 余 金 の 配 当	△592,292	△592,292		△592,292		△592,292
当 期 純 利 益	4,536,865	4,536,865		4,536,865		4,536,865
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					△3,476	△3,476
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△109,056	3,944,573	-	3,944,572	△3,476	3,941,097
当事業年度期末残高	4,655,058	36,437,521	△2,353,421	38,423,814	86,053	38,509,867

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月7日

株式会社くらコーポレーション

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村 幸彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 昌一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社くらコーポレーションの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くらコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月7日

株式会社くらコーポレーション

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村 幸彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 昌一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くらコーポレーションの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、必要に応じて子会社を管理統括する取締役から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月11日

株式会社くらコーポレーション 監査役会

監査役(常勤)	山 本	保 ⑧
社外監査役	大 田 口	宏 ⑧
社外監査役	北 川 洋	士 ⑧

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

###### (1) 商号変更について

新たな元号を節目として、当社の事業がさらにグローバルに展開していくことをふまえ、海外のお客様にわかりやすい名称とするため「すし」を商号に入れることといたします。名称といたしましては、長年当社の呼称として定着している「くら寿司」を新商号とし、世界に「Kura Sushi」ブランドの浸透を推進してまいります。

なお、この定款変更は、平成31(2019)年5月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

###### (2) 監査等委員会設置会社への移行について

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るものであります。

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

③上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>くらコーポレーション</u> と称し、英文では <u>KURA CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>くら寿司株式会社</u> と称し、英文では <u>Kura Sushi, Inc.</u> と表示する。
第2条～第3条 (条文省略)	第2条～第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第7条〈条文省略〉</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第7条〈現行どおり〉</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第16条〈条文省略〉</p>	<p>(削除)</p> <p>第8条～第15条〈現行どおり〉</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li> <li>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</li> </ol>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(取締役の任期)  第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</p> <p>③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始時までとする。</p>
<p>(代表取締役)  第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役)  第19条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役)  第21条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)  第20条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第22条 〈条文省略〉</p>	<p>第21条 〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)  <b>第23条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)  <b>第22条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p><b>第24条</b> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p><b>第23条</b> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもつて、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)  <b>第24条</b> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)  <b>第24条</b> 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>(取締役の責任免除)  <b>第25条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。  ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)  <b>第25条</b> (現行どおり)  ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(<u>監査役の員数</u>)</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第26条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>② <u>補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始時までとする。</u></p>	
<p>(<u>監査役の選任方法</u>)</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第27条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第29条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	
<p>(<u>監査役会の招集</u>)</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>（常勤監査等委員）</p> <p>第26条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>（監査等委員会の招集）</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第32条～第35条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第28条～第31条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条 <u>当社は、第23期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新設〉</p>	<p>(商号変更に関する経過措置)  <del>第2条 第1条(商号)の変更は、平成31(2019)年5月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</del></p>

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	たなかくにひこ 田中邦彦 (昭和26年1月27日生)	平成7年 11月 当社設立 当社代表取締役社長 (現任)	980,000株
2	たなかまこと 田中 信 (昭和50年3月26日生)	平成10年 4月 当社入社 平成11年 5月 当社藤井寺店店長 平成13年 5月 当社北津守店店長 平成16年 5月 当社泉北店店長 平成20年 11月 株式会社ウォルナットコーポレーション 代表取締役 (現任) 平成24年 12月 当社西日本業務本部シニアマネージャー 平成25年 9月 当社西日本業務本部シニアマネージャー兼 人事本部シニアマネージャー 平成26年 1月 当社取締役西日本業務本部長兼 人事本部長 平成26年 11月 当社取締役副社長 西日本業務本部長兼 人事本部長兼 経営戦略本部長 平成27年 5月 当社取締役副社長業務本部長兼 人事本部長兼経営戦略本部長 (現任) 平成30年 6月 当社法務本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社ウォルナットコーポレーション代表取締役	2,311,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
3	ひさむねひろゆき 久宗裕行 (昭和46年2月15日生)	平成7年 11月 当社入社 当社高石店店長 平成19年 1月 当社取締役関東担当シニアマネージャー 平成20年 11月 当社取締役東日本業務本部長 平成21年 10月 当社取締役退任 当社内部監査室シニアマネージャー 平成22年 5月 当社製造部シニアマネージャー 平成24年 1月 当社取締役製造本部長兼 経理本部長 平成26年 11月 当社常務取締役製造本部長兼 経理本部長 平成27年 1月 当社常務取締役製造本部長 (現任) 平成30年 6月 当社購買本部長 (現任)	9,400株
4	いとうのりひと 伊藤敬人 (昭和46年9月11日生)	平成7年 11月 当社入社 平成10年 4月 当社平野店店長 平成21年 11月 当社東日本業務部シニアマネージャー 平成22年 11月 当社東日本業務本部長 平成23年 1月 当社取締役東日本業務本部長 平成27年 5月 当社取締役店舗建設本部長 平成29年 3月 当社取締役店舗建設本部長兼 購買本部長 平成30年 6月 当社取締役店舗建設本部長 (現任)	14,400株
5	かめいまたぶ 亀井学 (昭和50年2月14日生)	平成9年 3月 当社入社 平成11年 4月 当社角田店店長 平成23年 6月 当社業務本部シニアマネージャー 平成24年 1月 当社取締役西日本業務本部長 平成24年 7月 当社取締役西日本業務本部長兼 海外事業本部長 平成24年 12月 当社取締役海外事業本部長 (現任)	14,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株式の数
6	た なか せつ こ 田 中 節 子 (昭和24年3月31日生)	平成7年 11月 当社入社 当社取締役営業企画室長 平成13年 9月 当社取締役社長室長兼 環境対策室長 平成15年 10月 当社取締役環境事業部シニアマネージャー 平成20年 11月 当社取締役環境事業本部長(現任)	590,000株
7	つ だ きょう いち 津 田 京 一 (昭和37年11月3日生)	昭和61年 4月 エスケー化研株式会社入社 平成11年 10月 天藤製薬株式会社入社 平成16年 12月 第一精工株式会社入社 平成19年 11月 当社入社 平成21年 1月 当社経理部シニアマネージャー 平成27年 1月 当社取締役経理本部長(現任)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社株式の数は、平成30年10月31日現在であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	やま もと たもつ 山 本 保 (昭和24年10月2日生)	昭和49年11月 株式会社西洋フードシステムズ入社 平成8年11月 株式会社魚国総本社入社 平成16年7月 当社入社 平成25年6月 当社総務部参与 平成27年1月 当社常勤監査役(現任)	一株
2	おおた ぐち ひろし 大田口 宏 (昭和49年8月26日生)	平成10年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成12年4月 日本弁護士連合会 大阪弁護士会登録 平成18年7月 大雪法律事務所開設 所長(現任) 平成24年1月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 大雪法律事務所 所長 株式会社RVH 社外監査役	一株
3	きた がわ よう じ 北川 洋 士 (昭和51年7月21日生)	平成13年10月 監査法人トーマツ 大阪事務所 入所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 平成18年5月 公認会計士 登録 平成26年10月 北川洋士会計事務所 開業 所長(現任) 平成30年1月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 北川洋士会計事務所 所長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 大田口 宏氏及び北川洋士氏は、社外取締役候補者であります。  
(1) 大田口 宏氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、他社の監査役を歴任しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

- (2) 北川洋士氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月であります。
- (3) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、現任の常勤監査役山本保氏ならびに現任の社外監査役 大田口 宏氏および北川洋士氏との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、本議案が承認可決され、候補者の3氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間に現行契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。
- (4) 当社は、北川洋士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年1月28日開催の第14期定時株主総会において年額240,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額をあらためて年額360,000千円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50,000千円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
ホテル・アゴラ リージェンシー堺 3階・利休の間  
電話 072-224-1121

交 通 南海本線「堺駅」西出口 徒歩3分

●アクセス方法

新大阪駅 —————> なんば駅 —————> 堺駅  
(地下鉄御堂筋線) (南海本線)

